

## 政変から1年が経過したミャンマー情勢

経済調査部 上席研究員 福地 亜希  
[aki\\_fukuchi@iima.or.jp](mailto:aki_fukuchi@iima.or.jp)

ミャンマーでは、2021年2月1日の国軍による全権掌握から1年が経過した。民主派勢力との間で膠着状態が続く中、軍政は2023年8月の総選挙実施に向けた環境整備を進めており、ミン・アウン・フライン国軍総司令官兼国家統治評議会（State Administration Council: SAC）議長は2022年1月31日、憲法の規定<sup>1</sup>に基づき非常事態宣言を半年延長した。国民民主連盟（NLD）を当面解党しない方針に転じたとみられるものの、スーチー氏をはじめとするNLDの幹部の大半を拘束し、スーチー氏に対しては複数の容疑で訴追、その一部については有罪判決を下しており、現実には総選挙への参加は困難な情勢となっている。実質的にNLDの排除が続く中、NLD支持者が総選挙での投票に参加するかは不透明である。他方、選挙制度については、現在の小選挙区制から政党別の得票率に応じて議席を配分する比例代表性へ移行する意向を示している。国軍側に有利な形で総選挙に持ち込み、議会の25%を占める軍人議員枠とあわせて議席の過半数を確保し、国軍系の連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party: USDP）による政権奪還を目指しているとみられる。

### ASEANでは「5項目の合意」の実現が難航

東南アジア諸国連合（ASEAN）では、2021年4月の首脳級会議で合意した暴力行為の即時停止、ASEAN特使の派遣や関係者との面談などを柱とする「5項目の合意」<sup>2</sup>の実現の目途が立っておらず、仲介機能を発揮できていない。2022年のASEAN議長国を務めるカンボジアのフン・セン首相は、1月にミャンマーを訪問し、ミン・アウン・フラインSAC議長と対面形式で面談を行い、国軍が任命した外相の会議出席を後押しするなど融和姿勢を強めているものの、シンガポールやインドネシア、マレーシアなど一部のASEAN加盟国は官僚といった国軍とは関係のない非政治的な代表の参加にとどめるべきとの慎重姿勢を崩しておらず、昨年10月以来、主要会議ではミャンマーの不参

<sup>1</sup> 「ミャンマー連邦共和国憲法(2008)」では、「国家非常事態の期間は公布日から1年間」(第417条)とし、半年間の延長が2回可能であり(憲法421条)、宣言終了後6ヵ月以内に総選挙を行う(憲法429条)旨、規定されている([http://www.myanmar-law-library.org/IMG/pdf/constitution\\_de\\_2008.pdf](http://www.myanmar-law-library.org/IMG/pdf/constitution_de_2008.pdf))。

<sup>2</sup> 「5項目の合意」は、①暴力行為の即時停止、②平和的解決に向けた関係者間での建設的な対話を開始、③ASEAN特使のミャンマー派遣、④ASEAN防災人道支援調整センターを通じた人道的支援、⑤ASEAN特使・代表団のミャンマー訪問および関係者との面談を行う、という内容(<https://asean.org/wp-content/uploads/Chairmans-Statement-on-ALM-Five-Point-Consensus-24-April-2021-FINAL-a-1.pdf>)。

加が続いている。2月17日のASEAN外相会議の議長声明<sup>3</sup>では、ミャンマーに対して「5項目の合意」を履行するための具体的な行動を求めた。カンボジアのプラク・ソコン副首相兼外相は、3月にミャンマーへの訪問による事態の打開を目指しているものの、安易な妥協を警戒する見方が強まっている。

## 欧米諸国はターゲット制裁をさらに強化

欧米諸国は、国軍関係の個人および企業を対象とするターゲット制裁を強化している。2022年1月26日に米国政府は、国務省、財務省、商務省、労働省、国土安全保障省、通商代表部の6省庁による連名で、ミャンマー軍政と関わりのあるビジネスに携わる個人、事業者向けに注意喚起を目的とする勧告<sup>4</sup>を発表した。さらに米国財務省は1月31日、英国、カナダと歩調を合わせる形で、ミャンマー国軍に関係のある個人7人および事業体2社を米国が財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control: OFAC)の制裁対象リスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List: SDN)に指定した<sup>5</sup>。2021年2月以降、米国政府によるミャンマーに対する経済制裁措置の発動は今回で11回目となる。

EUも、2月21日の外相理事会で、ミャンマー政府や国軍の関係者への追加制裁を決定した<sup>6</sup>。今回で4回目となる制裁措置の対象には、個人22人のほか、国営ミャンマー石油ガス公社(MOGE)など事業体4社が含まれる。MOGEについては、国連人権委員会が2019年に公表した調査報告書<sup>7</sup>で資金の流れが不透明、かつ同国および国軍の重要な外貨獲得手段として指摘され、市民団体などからの強い要望もあり、欧州議会は同社に対する制裁を勧告していた。MOGEは仏トタルや米シェブロンをはじめとする外資との合弁により4つのオフショアガス事業<sup>8</sup>に参画しており、傘下のガスパイプライン事業会社(Moattama Gas Transportation Company Limited: MGTC)を通じて、約8割をタイおよび中国に輸出している。生産物分与契約(Production Sharing Contract: PSC)を通じて得られるロイヤルティ収入のほか、合弁先が政府に支払う法人税、MGTCへの株主配当などが比較的安定した財源とされる。

これに先立つ1月、MOGEと共同事業を手がけていたトタルおよびシェブロンが相次いでミャンマーからの撤退を表明したことにより、MOGEに対する制裁発動の環境が整ったと考えられる。両社は、同国における事業の利益確保を狙い、それぞれの政府に対してMOGEに対する制裁を控えるようロビー活動を行っていた可能性が指摘されていたが、撤退と共に制裁を容認する姿勢に転じたことなどが報じられていた。

<sup>3</sup> [https://asean.org/wp-content/uploads/2022/02/Consolidated\\_Draft\\_Chairmans\\_Statement\\_on\\_the\\_Situation\\_in\\_Myanmar-4.pdf](https://asean.org/wp-content/uploads/2022/02/Consolidated_Draft_Chairmans_Statement_on_the_Situation_in_Myanmar-4.pdf)

<sup>4</sup> [https://www.state.gov/risks-and-considerations-for-businesses-and-individuals-with-exposure-to-entities-responsible-for-undermining-democratic-processes-facilitating-corruption-and-committing-human-rights-abuses-in-burma/#\\_ftn8](https://www.state.gov/risks-and-considerations-for-businesses-and-individuals-with-exposure-to-entities-responsible-for-undermining-democratic-processes-facilitating-corruption-and-committing-human-rights-abuses-in-burma/#_ftn8)

<sup>5</sup> <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0572>

<sup>6</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022D0243&from=EN>

<sup>7</sup> UNHRC [2019]

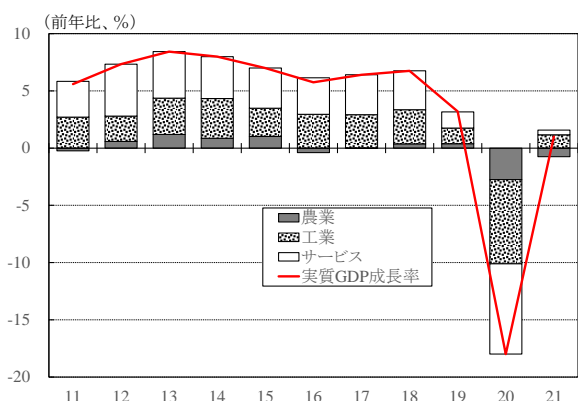
<sup>8</sup> オフショアガスプロジェクトは、①Yadana Project(トタル31%、シェブロン28%、タイPTTEP26%、MOGE15%)、②Shwe Project(韓国Posco International)、③Zawtika Project(PTTEP)、④Yetagun Project(マレーシアPetronas40.9%、MOGE20.5%、PTTEP、日本政府・JX石油開発・三菱商事による共同出資会社19.3%)の4つ。

## 経済規模は5年前の水準に後退

国内における企業活動の再開や主要輸出相手国の景気回復に伴う輸出拡大などにより、経済は持ち直しつつあるとみられるものの、コロナ禍に加えて、現金不足の影響などもあり、景気の回復ペースはごく緩やかとみられる。世界銀行<sup>9</sup>によると、ミャンマーの2020年度<sup>10</sup>（2020年10月～2021年9月）の実質GDP成長率は前年比▲18%と大きく落ち込み（第1図）、経済規模は5年前の水準に後退した。2021年度は同+1.0%と小幅の持ち直しにとどまる見通しとなっている。貧困拡大や人的資本の損失、インフラ投資の停滞などによる長い目で見た成長性へのマイナスの影響が懸念される。

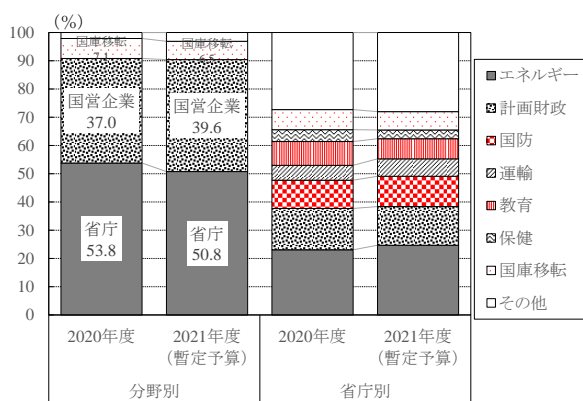
軍政は、2021年10月～2022年3月の半年間を対象とする2021年度（暫定）予算案<sup>11</sup>において、分野別では国営企業への配分を拡大、省庁別では、国防省の配分を拡充する一方、教育や保健、州や地方への国庫移転を縮小している（第2図）。軍政の資金源を対象とする制裁強化により、軍政の資金繰り悪化だけでなく、教育や保健、社会保障といった国民の生活や中長期的な成長に不可欠な分野への予算が影響を受ける可能性には留意する必要がある。

第1図：実質GDP成長率（産業別）の推移



(注) 2015年度までは、4月～翌年3月、2016年度以降は10月～翌年9月。(年度)  
直近2019年度以降は世銀推計値。  
(資料) ミャンマー中央統計局、世銀統計より国際通貨研究所作成

第2図：歳出配分（分野別・省庁別）の概要



(注) 1. 年度は10月～翌年9月。  
2. 2021年度(中間予算)は、2021年10月～2022年3月の6か月間。  
(資料) ミャンマー計画財政省・世銀資料より国際通貨研究所作成

以上

<sup>9</sup> World Bank [2022]

<sup>10</sup> 年度は10月～翌年9月。

<sup>11</sup> ミャンマー政府は2018年に財政年度を10月から翌年9月(従来4月～翌年3月)に変更したが、軍政は2022年度から再び4月から翌年3月へ戻すべく、2021年度については、2021年10月～2022年3月の半年間を暫定的な財政年度としている。

<主な参考文献>

- 福地亜希[2021]、「クーデター後のミャンマー情勢～膠着状態が続く中、当面は様子見スタンス～」国際通貨研究所 Newsletter 2021.26、2021年11月 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2021/nl2021.26.pdf>)
- United Nations Human Rights Council (UNHRC) [2019], “The economic interests of the Myanmar military,” A/HRC/42/CRP.3, 5 August 2019 (<https://www.ohchr.org/E/N/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/EconomicInterestsMyanmarMilitary.aspx>)
- World Bank [2022], “Myanmar Economic Monitor - Contending with constraints,” January 2022 (<https://thedocs.worldbank.org/en/doc/c3299fac4f879379513b05eaf0e2b084-070012022/original/World-Bank-Myanmar-Economic-Monitor-Jan-22.pdf>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2022 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>